

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業)

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象事業者」という。）を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 四 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- 五 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業の範囲は、事業対象経費の区分（業務管理費を除く。）ごとに定める被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施細目（別紙1～5）に定める補助対象経費とする。

2 事業対象経費のうち、業務管理費については、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷製本費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために必要と認められるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- 一 建物等施設に関する経費
- 二 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

三 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者
に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等はこの限りではない。）

四 その他事業に関係ない経費

（補助率及び間接補助額）

第4条 補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び間接補助額につ
いては、次のとおりとする。

一 補助率 定額

二 間接補助額 次に掲げる額とする。

イ 自動車事故被害者受入環境整備事業 5億2,021万円の範囲内

ロ 短期入院協力事業 1億7,040万円の範囲内

ハ 短期入所協力事業 1億3,045万円の範囲内

ニ 社会復帰促進事業 8,200万円の範囲内

ホ 在宅療養環境整備事業 2億4,311万円の範囲内

（被害者保護増進等事業費補助金交付申請書）

第5条 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとす
る。

一 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業」
と記載すること。

二 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者
支援体制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添
付すること。

三 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体
制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付す
ること。

四 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載するこ
と。

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体

制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。